

保護者のみなさまへ

令和2年度 茨木市支援学級等就学奨励費 申請案内

茨木市教育委員会

茨木市では、お子さんが市立小・中学校の支援学級等に在籍しておられる保護者の方に対して、学用品費等を支給します。

希望される方は、裏面の説明をお読みいただき申請してください。

1 申請できる方

茨木市立の小・中学校の支援学級に在籍しておられる児童・生徒または市立の他の小学校の「ことばの教室」等へ交通機関を利用して、通級しておられる児童・生徒の保護者の方。

2 支給の種類と額

次の①～④の区分により支給します。

① 世帯の収入額が生活保護法の基準額の2.5倍未満の世帯(③、④を除きます。) 学校給食費(小学校…実費の半額、中学校…非課税世帯は実費の半額、その他は四分の一)、通学費(実費)、交流学习交通費(実費)、修学旅行費(実費の半額、上限額あり)、校外活動費(交通費と見学料の半額、上限額あり)、野外活動費(交通費の半額、上限額あり)、学用品等購入費(定額)、新入学児童・生徒学用品費等(定額)、体育実技用具費(柔道着購入費の半額、上限額あり)

② 世帯の収入額が生活保護法の基準額の2.5倍以上の世帯
通学費(実費の半額)、交流学习交通費(実費の半額)

世帯の収入額について

個々の世帯について、家族構成(人数、年齢)や収入状況(所得、所得控除)を確認し、所得審査を行うため、一概には言えませんが、おおよその目安として、父親40歳、母親40歳、子14歳(中学生)、子11歳(小学生)の家族で、世帯全体の所得総額が約700万円以下の場合、①の区分となります。

③ 就学援助費受給者、生活保護受給者及び児童養護施設入所者
通学費(実費、就学援助費受給者のみ)、交流学习交通費(実費)

④ 「ことばの教室」等へ通級しておられる児童・生徒
(収入による制限はありません。)
通級に要する交通費(実費)

3 申請期限

令和2年5月29日（金）までに在籍している学校へ申請してください。
以後の受付は、令和3年2月末まで行いますが、支給は申請月からとなります。

4 申請に必要な書類

① 茨木市支援学級等就学奨励費支給申請書

② 支援学級等就学奨励費にかかる収入額・需要額調書

※ 申請する児童・生徒1人につき1枚必要です

※ 「世帯の状況」欄は、令和元年12月31日現在（年齢、学年に注意）で記入してください。

◎ 市外からの転入などで所得が不明な方は、前住所地での所得証明書が必要です。

5 支給決定について

教育委員会が審査し、7月下旬までに保護者の方に通知します。

6 支給方法

各学期分を申請時に指定された保護者の銀行口座に振り込みます。

なお、振込の通知はしませんので、通帳にてご確認ください。

※ ただし、支給費目のうち、学校への納入金が未納の場合は、当該未納分を学校長の口座へ振り込みますので、ご了承ください。

7 支給時期（予定）

1学期分は、令和2年 8月中旬

2学期分は、令和2年12月下旬

3学期分は、令和3年 3月下旬

8 その他

転出などで転校する場合は、事前に学校へ届けてください。

問い合わせ先 ○小・中学校の就学援助事務担当者

○茨木市教育委員会 教育総務部 学務課 学事係
電話 620-1684（直通）